

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																								
1	<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>																																									
1	<p>第1章 計画の目的</p>	<p>第1章 計画の目的</p>																																									
1	<p>第2節 計画の性格</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第2節 計画の性格</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>																																								
2	<p>4 碧南市国土強靱化地域計画との関係 (略)</p> <p>ア 人命の保護を最大限守る</p> <p>イ 地域及び社会の重要な機能を維持する</p> <p>ウ 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</p> <p>エ 迅速な復旧復興を可能とする (略)</p>	<p>4 碧南市国土強靱化地域計画との関係 (略)</p> <p>(1) 人命の保護を最大限守る</p> <p>(2) 地域及び社会の重要な機能を維持する</p> <p>(3) 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</p> <p>(4) 迅速な復旧復興を可能とする (略)</p>		<p>(表記の整理)</p>																																							
4	<p>第2章 碧南市の特質と災害要因</p>	<p>第2章 碧南市の特質と災害要因</p>																																									
4	<p>第2節 本市における既往の地震とその被害</p> <p>2 内陸型地震</p>	<p>第2節 本市における既往の地震とその被害</p> <p>2 内陸型地震</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>																																								
	<table border="1" data-bbox="418 1339 1365 1785"> <thead> <tr> <th>発生</th> <th>マグニチュード</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1586年</td> <td>7.8</td> <td>天正地震</td> <td>死者 5,500人以上</td> <td>この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。</td> </tr> <tr> <td>1891年</td> <td>8.0</td> <td>濃尾地震</td> <td>死者 7,885人</td> <td>愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。</td> </tr> <tr> <td>1945年</td> <td>6.8</td> <td>三河地震</td> <td>死者 2,306人</td> <td>三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆資料編 (資料1 1 - 1) 災害の記録</p>	発生		マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴	1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。	1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。	1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。	<table border="1" data-bbox="1504 1339 2451 1785"> <thead> <tr> <th>発生</th> <th>マグニチュード</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1586年</td> <td>7.8</td> <td>天正地震</td> <td>死者 5,500人以上</td> <td>この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。</td> </tr> <tr> <td>1891年</td> <td>8.0</td> <td>濃尾地震</td> <td>死者 7,880人</td> <td>愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。</td> </tr> <tr> <td>1945年</td> <td>6.8</td> <td>三河地震</td> <td>死者 2,306人</td> <td>三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆資料編 (資料1 1 - 1) 災害の記録</p>	発生	マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴	1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。	1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,880人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。	1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。
発生	マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴																																							
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。																																							
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。																																							
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。																																							
発生	マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴																																							
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。																																							
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,880人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。																																							
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、地域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。																																							

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由												
11	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項													
11	第1節 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記) 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u> (略)	第1節 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019年7月16日開催)を踏まえた修正)												
14	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
14	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 県	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
16	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県警察</td> <td>(略) (14)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県警察	(略) (14)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県警察</td> <td>(略) (14)緊急通行車両等の<u>確認及び確認証明書の交付</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県警察	(略) (14)緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	(災害対策基本法施行令の改正に伴う修正)
機関名	内 容														
(略)	(略)														
愛知県警察	(略) (14)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。														
機関名	内 容														
(略)	(略)														
愛知県警察	(略) (14)緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。														
3~5	(略)	3~5 (略)													
24	第2編 災害予防	第2編 災害予防													
24	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進													
24	主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				1. 県の地域防災計画の修正の
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
区 分	機 関 名	主 な 措 置													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
25	<table border="1" data-bbox="433 344 1368 688"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社</td> <td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民の基本的責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)(追記)</u>や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1516 344 2451 688"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 <u>1(4) 防災関係団体ネットワーク化</u> <u>1(5) 災害ボランティアセンター</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民の基本的責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>一時退避場所及び火災時退避場所(いずれも、災害対策基本法第49条の4の規定における指定緊急避難場所をいう。以下同じ。)</u>や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 <u>1(4) 防災関係団体ネットワーク化</u> <u>1(5) 災害ボランティアセンター</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	(略)	(略)	(略)	<p>反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>(愛知県の意向を踏まえた修正)</p>
(略)	(略)	(略)																			
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																			
(略)	(略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 <u>1(4) 防災関係団体ネットワーク化</u> <u>1(5) 災害ボランティアセンター</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																			
(略)	(略)	(略)																			
26	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図り(追記)、</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u>、震災時においてボランティアの受入れ活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正)</p>																		
27	<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 市における措置</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 防災関係団体ネットワーク化</u></p>																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
28	<p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火(追記)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) (1) ボランティアの受入体制の整備 (略) ◆資料編(資料12-20)碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)</p>	<p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防災)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(5) 災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) (1) ボランティアの受入体制の整備 (略) ◆資料編(資料12-21)碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
32	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	
33	<p>第1節 建築物の耐震推進 (略)</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
34	<p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 (略) (1) 防災上重要な建築物の耐震性及び安全確保 (略) ア 防災上重要な建築物 (ア)～(ウ) (略) (エ) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、保健センター、学校等の機関</p>	<p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 (略) (1) 防災上重要な建築物の耐震性及び安全確保 (略) ア 防災上重要な建築物 (ア)～(ウ) (略) (エ) 被災者の(削除)救護所、避難所となる、病院、保健センター、学校等の機関</p>	<p>(表記の整理) 〔「医療・救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」〕</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																				
36	<p>(略)</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) 緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 交通関係施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路路線図</p> <p>緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。</p>	<p>に統一)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(愛知県を踏まえた修正)</p> <p>(表記の整理)</p>																				
37	<table border="1" data-bbox="421 898 1371 1283"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)</td> <td>第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路</td> </tr> <tr> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </table>	第1次緊急輸送道路	(略)	第2次緊急輸送道路	(略)	くしの歯ルート	(略)	第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	<table border="1" data-bbox="1507 898 2457 1283"> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路 (県指定)</td> <td><u>その他の道路(第1次又は第2次緊急輸送道路から、人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点までの区間)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第3次緊急輸送道路(市指定)</u></td> <td><u>その他の道路(第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路)</u></td> </tr> </table>	第1次緊急輸送道路	(略)	第2次緊急輸送道路	(略)	くしの歯ルート	(略)	第3次緊急輸送道路 (県指定)	<u>その他の道路(第1次又は第2次緊急輸送道路から、人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点までの区間)</u>	<u>第3次緊急輸送道路(市指定)</u>	<u>その他の道路(第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路)</u>	
第1次緊急輸送道路	(略)																						
第2次緊急輸送道路	(略)																						
くしの歯ルート	(略)																						
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路																						
<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																						
第1次緊急輸送道路	(略)																						
第2次緊急輸送道路	(略)																						
くしの歯ルート	(略)																						
第3次緊急輸送道路 (県指定)	<u>その他の道路(第1次又は第2次緊急輸送道路から、人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点までの区間)</u>																						
<u>第3次緊急輸送道路(市指定)</u>	<u>その他の道路(第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路)</u>																						
38	<p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-17) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市災害復旧協議会)</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-9) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-18) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市災害復旧協議会)</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-10) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>																					
39	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																				
40	<p>3 ガス施設</p> <p>(略)</p>	<p>3 ガス施設</p> <p>(略)</p>																					

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
41	<p>(3) 緊急操作設備の強化 (略) オ (追記) 通信設備 主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。 (略)</p>	<p>(3) 緊急操作設備の強化 (略) オ <u>連絡・通信設備</u> <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u> (略)</p>	<p>(防災業務計画の記載を踏まえた修正)</p>
42	<p>4 上水道 (略) (1)～(2) (略) (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 (略) (略) 給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池及び幹線上に設置された応急給水栓などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。(略) (4) 防災非常時の協力体制の確立 (略) 水道事業(追記)(市長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ応援を要請する。 (略)</p>	<p>4 上水道 (略) (1)～(2) (略) (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 (略) (略) 給水方法は、指定避難所、医療施設(削除)及び幹線上に設置された応急給水栓などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。(略) (4) 防災非常時の協力体制の確立 (略) 水道事業<u>管理者</u>(市長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ応援を要請する。 (略)</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
43	<p>5 下水道 (略) 下水道管理者(市)は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。 (1)～(4) (略) (5) 民間団体の協力 下水道管理者(市町)は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p>	<p>5 下水道 (略) 下水道管理者(削除)は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。 (1)～(4) (略) (5) 民間団体の協力 下水道管理者(削除)は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p>	
46	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 1 (略) 2 地震対策緊急整備事業計画</p>	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 1 (略) 2 地震対策緊急整備事業計画</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
47	(1)～(3) (略) (4) 碧南市における当該計画に基づいた事業 ア (略) イ (略) 地震時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地震後の 応急 救護所・避難所として機能できるように整備を実施する。	(1)～(3) (略) (4) 碧南市における当該計画に基づいた事業 ア (略) イ (略) 地震時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地震後の (削除) 救護所・避難所として機能できるように整備を実施する。	(表記の整理) (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)
50	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
50	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画マスタープラン <u>(追記)</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>(追記)</u> を促進する。 (略)	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画マスタープラン <u>及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (都市再生特別措置法の改正に基づく修正)
51	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 市における措置 (1)～(2) (略) <u>(追記)</u>	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 市における措置 (1)～(2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)
51	第3節 建築物の不燃化の促進 1 市における措置	第3節 建築物の不燃化の促進 1 市における措置	1. 県の地域防災計画の修正の

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
52	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策 (略)</p> <p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。(建築基準法の防火規制)</p> <p>(略)</p> <p>ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策 (略)</p> <p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。(建築基準法の防火規制)</p> <p>(略)</p> <p>ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 (削除) 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて (削除) 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</p> <p>(略)</p>	<p>反映</p> <p>(表記の整理)</p>
54	<p style="text-align: center;">第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p style="text-align: center;">第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	
55	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) (略)</p>	
57	<p>(イ) 住民の避難、救助等について</p> <p>① 住民の避難 (略)</p> <p>避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、Twitter、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) 住民の避難、救助等について</p> <p>① 住民の避難 (略)</p> <p>避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
59	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市における措置 (略)</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 (略)</p> <p>ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。</p> <p>(ア) 防災行政無線</p> <p>(イ) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p>(ウ) 県が整備した防災情報システム</p> <p>(エ) <u>市町村防災支援システム</u></p> <p>(オ) 衛星携帯電話</p> <p>(カ) へきなん防災メール</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>(追記)</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 防災行政無線局の通信系統 (略)</p> <p>◆資料編 (資料12-11) 愛知県防災行政無線局に関する協定書 (略)</p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市における措置 (略)</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 (略)</p> <p>ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。</p> <p>(ア) 防災行政無線</p> <p>(イ) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p>(ウ) 県が整備した防災情報システム</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(エ)</u> 衛星携帯電話</p> <p><u>(オ)</u> へきなん防災メール</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 防災行政無線局の通信系統 (略)</p> <p>◆資料編 (資料12-12) 愛知県防災行政無線局に関する協定書 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
69	<p>第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等</p> <p>1 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)を近隣の市町村に設けるものとする。</p> <p>また、指定した緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p> <p>(1) 広域避難場所(火災時退避場所)</p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所(火災時退避場所)を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所(火災時退避場所)及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</p> <p>ア 広域避難場所(火災時退避場所)は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ 広域避難場所(火災時退避場所)における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>ウ 広域避難場所(火災時退避場所)は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものとする。</p> <p>エ 広域避難場所(火災時退避場所)内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</p> <p>オ 広域避難場所(火災時退避場所)は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</p> <p>カ 広域避難場所(火災時退避場所)は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</p> <p>キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</p> <p>(2) 一時避難場所(一時退避場所)</p>	<p>第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等</p> <p>1 一時退避場所、火災時退避場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を一時退避場所、火災時退避場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、一時退避場所、火災時退避場所を近隣の市町村に設けるものとする。</p> <p>また、指定した一時退避場所、火災時退避場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて(削除)一時退避場所、火災時退避場所を選定する。</p> <p>(1) 火災時退避場所</p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により火災時退避場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、火災時退避場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</p> <p>ア 火災時退避場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ 火災時退避場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>ウ 火災時退避場所は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものとする。</p> <p>エ 火災時退避場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</p> <p>オ 火災時退避場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</p> <p>カ 火災時退避場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</p> <p>キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</p> <p>(2) 一時退避場所</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
70	<p>市は、<u>広域避難場所(火災時退避場所)</u>へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を<u>一時避難場所(一時退避場所)</u>として選定し、確保する。</p> <p>なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>広域避難場所(火災時退避場所)</u>と同様の取扱いとする。</p> <p>◆資料編(資料8-1)一時退避場所及び火災時退避場所</p> <p>(3) <u>一時待避所(一時退避場所)</u>の指定</p> <p>市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を<u>一時待避所(一時退避場所)</u>とし、指定を推進する。</p> <p>2 避難路の選定</p> <p>市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保しておくものとする。</p> <p>ア <u>避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p> <p>イ <u>地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</u></p> <p>ウ <u>避難路は、相互に交差しないものとする。</u></p> <p>エ <u>津波や浸水等の危険のない道路であること。</u></p> <p>オ <u>自動車の交通量がなるべく少ないこと。</u></p>	<p>市は、<u>火災時退避場所</u>へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を<u>一時退避場所</u>として選定し、確保する。</p> <p>なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>火災時退避場所</u>と同様の取扱いとする。</p> <p>◆資料編(資料8-1)一時退避場所及び火災時退避場所</p> <p>(3) <u>一時退避場所</u>の指定</p> <p>市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を<u>一時退避場所</u>とし、指定を推進する。</p> <p>2 避難路の選定</p> <p>市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保しておくものとする。</p> <p>(1) <u>避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p> <p>(2) <u>地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</u></p> <p>(3) <u>避難路は、相互に交差しないものとする。</u></p> <p>(4) <u>津波や浸水等の危険のない道路であること。</u></p> <p>(5) <u>自動車の交通量がなるべく少ないこと。</u></p>	<p>局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
70	<p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(7) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</u></p>	<p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p><u>(削除)</u> 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
71	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>2. 碧南市各局</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
72	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、<u>指定緊急避難場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>ウ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ) (略)</p> <p>オ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の秩序保持 (イ)～(エ) (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ) (略)</p> <p>オ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の秩序保持 (イ)～(エ) (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
72	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
73	<p>また、<u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>等の広報</p> <p>市は、<u>緊急避難場所</u>や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の名称</p> <p>イ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の所在位置</p> <p>ウ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所への経路</p> <p>エ <u>緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所の区分</p> <p>オ その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>と指定避難所の役割が違ふこと ・<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>は災害種別に応じて指定がなされていること <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>や安全な地域(浸水想定地域及び土砂災害警戒区域外)にある親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。 ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>を避難先として選択すべきであること(特に、<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>と<u>指定避難所</u>が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること) ・(略) <p>ウ <u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他</p> <p>ア (略)</p>	<p>また、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>等の広報</p> <p>市は、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の名称</p> <p>イ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の所在位置</p> <p>ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所への経路</p> <p>エ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の区分</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p><u>(7) 一時退避場所、火災時退避場所</u>と指定避難所の役割が違ふこと</p> <p><u>(4) 一時退避場所、火災時退避場所</u>は災害種別に応じて指定がなされていること</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p><u>(7) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、一時退避場所、火災時退避場所</u>や安全な地域(浸水想定地域及び土砂災害警戒区域外)にある親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</p> <p><u>(4) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した一時退避場所、火災時退避場所</u>を避難先として選択すべきであること(特に、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>と<u>避難所</u>が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他</p> <p>ア (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
74	<p>イ 市は、<u>指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u>を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、<u>指定緊急避難場所</u>の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>イ 市は、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>ウ (略)</p>	
74	<p align="center">第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p align="center">第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
74	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>(追記) ボランティア (追記) 団体</u>等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。(略)</p>	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO・ボランティア</u> <u>関係</u>団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
75	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(3)に統合)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)</p>
76	<p>カ (略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 1) 災害時における避難所開設に関する協定書</p>	<p>オ (略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - <u>2 2</u>) 災害時における避難所開設に関する協定書</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
77	<p>(市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p><u>キ (略)</u> <u>(追記)</u></p> <p>(参考) 第3編 災害応急対策 第10章 第2節より</p> <p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 (略)</p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、<u>受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(4) 避難所の破損等への備え (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよ</p>	<p>(市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p><u>カ (略)</u></p> <p><u>(3) 福祉避難所の整備</u></p> <p><u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 一時退避場所と避難所は相互に兼ねることができるが、一時退避場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え (略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよ</p>	<p>の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
78	<p>うに配慮する。 <u>(追記)</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 (略)</p>	<p>うに配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(7) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 (略)</p>	<p>正及び表記の整理)</p>
78	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	
79	<p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 防災備品等の整備</p> <p>施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>※なお、<u>市町村地域防災計画</u>に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波等予防対策参照のこと。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 在宅の要配慮者対策 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-59) 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	<p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 防災備品等の整備</p> <p>施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>※なお、<u>市防災計画</u>に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波等予防対策参照のこと。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 在宅の要配慮者対策 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-60) 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
80	<p>オ 個別避難計画の作成 (略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>オ 個別避難計画の作成 (略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>また、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由												
81	<p>カ〜キ (略) <u>(追記)</u></p> <p>ク 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止 (略)</p> <p>ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア〜エ (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追記)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>(追記)</u></p>	<p>カ〜キ (略)</p> <p><u>ク 県及び名古屋地方気象台からの取組の支援</u> 市は、県の実施する事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援及び名古屋地方気象台が実施する要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を積極的に活用するものとする。</p> <p>ケ 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止 (略)</p> <p><u>コ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に一時退避場所、火災時退避場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア〜エ (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p><u>(5) 災害ケースマネジメント</u> 市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)</p>												
83	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>													
83	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="430 1728 1368 1803"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1728 2454 1803"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置													
(略)	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
(略)	(略)	(略)													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由												
84	<table border="1" data-bbox="433 344 1368 474"> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画</td> <td>(略)</td> <td>毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2節 消防力の整備強化 (追記) [参照項目]</p>	第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画	(略)	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1516 344 2451 474"> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画</td> <td>(略)</td> <td><u>1</u> 毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2節 消防力の整備強化 <u>1</u> 市及び消防署における措置 [参照項目]</p>	第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画	(略)	<u>1</u> 毒物劇物取扱施設の防災対策の強化	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画	(略)	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化													
(略)	(略)	(略)													
第5節 毒物劇物取扱施設防 災計画	(略)	<u>1</u> 毒物劇物取扱施設の防災対策の強化													
(略)	(略)	(略)													
84	第3節 危険物施設防災計画 (略)	第3節 危険物施設防災計画 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)												
85	2 危険物施設の管理者における措置 (略)	2 危険物施設の管理者における措置 (略)													
85	◆資料編 (資料5-4) 石油類等大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-6) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	◆資料編 (資料5-3) 石油類等大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-5) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図													
85	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画 1 高圧ガス製造施設の管理者における措置 (略)	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画 1 高圧ガス製造施設の管理者における措置 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)												
86	◆資料編 (資料5-5) 高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-6) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	◆資料編 (資料5-4) 高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-5) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図													
86	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-8 毒物劇物取扱施設の管理者における措置	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-8 <u>1</u> 毒物劇物取扱施設の管理者における措置	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)												
88	第9章 津波等予防対策	第9章 津波等予防対策													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																				
91	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 津波防災意識の普及 (略)</p> <p>(1) 一般向け ア (略)</p>	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 津波防災意識の普及 (略)</p> <p>(1) 一般向け ア (略)</p>																																					
92	<p>イ 津波の特性に関する情報</p> <p>(ア) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること。</p> <p>(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</p> <p>(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震(追記)の発生の可能性があること。</p>	<p>イ 津波の特性に関する情報</p> <p>(ア) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること。</p> <p>(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</p> <p>(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火による津波の発生の可能性があること。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正)</p>																																				
94	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備</p>																																					
94	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1203 1362 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</td> <td>防災課、秘書情報課、消防署、警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災活動拠点の確保等</td> <td>(略)</td> <td>防災活動拠点の確保等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	防災課、秘書情報課、消防署、警察署	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 防災活動拠点の確保等	(略)	防災活動拠点の確保等	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1203 2445 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</td> <td>防災課、秘書課、消防署、警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災活動拠点の確保等</td> <td>(略)</td> <td>1 防災活動拠点の確保等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	防災課、 秘書課 、消防署、警察署	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 防災活動拠点の確保等	(略)	1 防災活動拠点の確保等	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	防災課、秘書情報課、消防署、警察署	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 防災活動拠点の確保等	(略)	防災活動拠点の確保等																																					
(略)	(略)	(略)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	防災課、 秘書課 、消防署、警察署	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 防災活動拠点の確保等	(略)	1 防災活動拠点の確保等																																					
(略)	(略)	(略)																																					
94	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)</p> <p>2 応援協定の締結等 (略)</p>	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)</p> <p>2 応援協定の締結等 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																																				
95	<p>◆資料編(資料12-9)衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>	<p>◆資料編(資料12-10)衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>	<p>(表記の整理)</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
97	<p>◆資料編 (資料12-24) 碧南市、越前市災害時相互応援協定書</p> <p>第4節 防災活動拠点の確保等 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 [参照項目] (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする (追記)。</p> <p>(略)</p>	<p>◆資料編 (資料12-25) 碧南市、越前市災害時相互応援協定書</p> <p>第4節 防災活動拠点の確保等 <u>1</u> 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 [参照項目] (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防 災計画の修正の 反映</p> <p>(令和6年1月 30日付消防災 第14号消防庁 国民保護・防災 部防災課長通 知に基づく修 正)</p>																								
98	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>																									
98	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1423 1368 1640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための 意識啓発・広 報</td> <td>防災課、<u>経営企画課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 防災のための 意識啓発・広 報	防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1423 2451 1640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための 意識啓発・広 報</td> <td>防災課、<u>秘書課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 防災のための 意識啓発・広 報	防災課、 <u>秘書課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 防災のための 意識啓発・広 報	防災課、 <u>経営企画課</u>	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 防災のための 意識啓発・広 報	防災課、 <u>秘書課</u>	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
101	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 (略)</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 (略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
102	(1) 防災意識の啓発 (略) ア～カ (略) キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 ク～ツ (略)	(1) 防災意識の啓発 (略) ア～カ (略) キ 地域の一時退避場所、火災時退避場所、避難路に関する知識 ク～ツ (略)	(表記の整理)																								
108	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																									
108	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)																									
108	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="433 947 1368 1161"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣 要請</td> <td>(市) 情報・調 整班 (秘書情報 課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 職員の派遣 要請	(市) 情報・調 整班 (秘書情報 課)	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1516 947 2451 1161"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣 要請</td> <td>(市) 情報・調整 班 (秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 職員の派遣 要請	(市) 情報・調整 班 (秘書課)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 職員の派遣 要請	(市) 情報・調 整班 (秘書情報 課)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 職員の派遣 要請	(市) 情報・調整 班 (秘書課)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
109	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略)	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等																								
112	2 職員動員計画 (略) (1) 非常配備の基準 ◆資料編 (資料1 4 - 2) 碧南市職員非常配備体制表 (追記)	2 職員動員計画 (略) (1) 非常配備の基準 ◆資料編 (資料1 4 - 2) 碧南市職員非常配備体制表 (抜粋)	(表記の整理)																								
113	(2) 配備編成 ◆資料編 (資料1 4 - 2) 碧南市職員非常配備体制表 (追記)	(2) 配備編成 ◆資料編 (資料1 4 - 2) 碧南市職員非常配備体制表 (抜粋)																									
114	第2節 職員の派遣要請 1～3 (略)	第2節 職員の派遣要請 1～3 (略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等																								
115	◆資料編 (資料1 2 - 1 2) 災害対策本部等設置時における職員の派遣に	◆資料編 (資料1 2 - 1 3) 災害対策本部等設置時における職員の派遣に																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
118	<p>関する協定書 (市対衣浦東部広域連合)</p> <p>4 被災市町村への職員の派遣</p> <p>市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 避難行動</p>	<p>関する協定書 (市対衣浦東部広域連合)</p> <p>4 被災市町村への職員の派遣</p> <p>市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 避難行動</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(マスク着用の考え方の見直しに伴う修正(健康管理等にマスク着用を含む))</p>																		
118	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1119 1368 1304"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報等の伝達	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1119 2451 1304"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報等の伝達	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 津波警報等の伝達	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 津波警報等の伝達	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
<p>119</p> <p>120</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号(追記)の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
122	<p>第3節 住民等の避難誘導等</p> <p>1 住民等の避難誘導等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、<u>指定緊急避難場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 住民等の避難誘導等</p> <p>1 住民等の避難誘導等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								
124	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>																									
124	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 852 1368 1289"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課)、広報班 (経営企画課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、広報班 (経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 広報班 (経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課)、広報班 (経営企画課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課	(略)	第2節 通信手段の確保	(市) 本部班 (防災課)、広報班 (経営企画課)	(略)	第3節 広報・広聴	(市) 広報班 (経営企画課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 852 2451 1289"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (経営企画課)、広報班 (秘書課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、広報班 (秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 広報班 (秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (経営企画課)、広報班 (秘書課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課	(略)	第2節 通信手段の確保	(市) 本部班 (防災課)、広報班 (秘書課)	(略)	第3節 広報・広聴	(市) 広報班 (秘書課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課)、広報班 (経営企画課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課	(略)																									
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班 (防災課)、広報班 (経営企画課)	(略)																									
第3節 広報・広聴	(市) 広報班 (経営企画課)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (経営企画課)、広報班 (秘書課)、地域班 (地域協働課)、巡視・調査班 (税務課)、避難所班 (国保年金課) 始め全課	(略)																									
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班 (防災課)、広報班 (秘書課)	(略)																									
第3節 広報・広聴	(市) 広報班 (秘書課)	(略)																									
125																											
131	<p>第3節 広報・広聴</p> <p>1 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 災害発生直後の広報</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>医療・救護所の開設状況</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報活動の実施方法</p>	<p>第3節 広報・広聴</p> <p>1 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 災害発生直後の広報</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>(削除) 救護所の開設状況</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報活動の実施方法</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>(「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護</p>																								

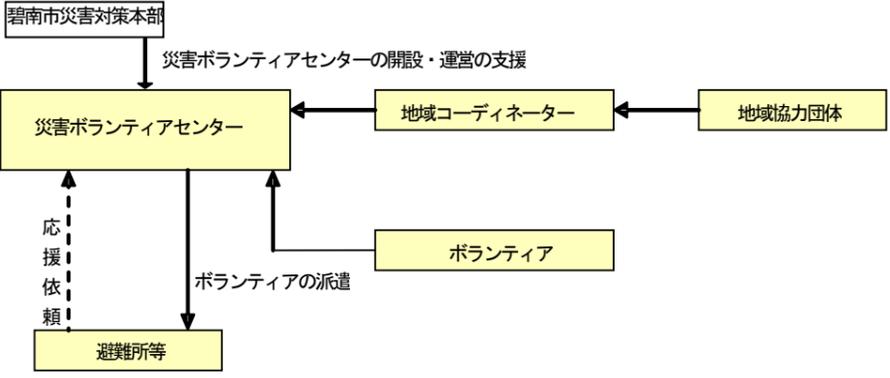
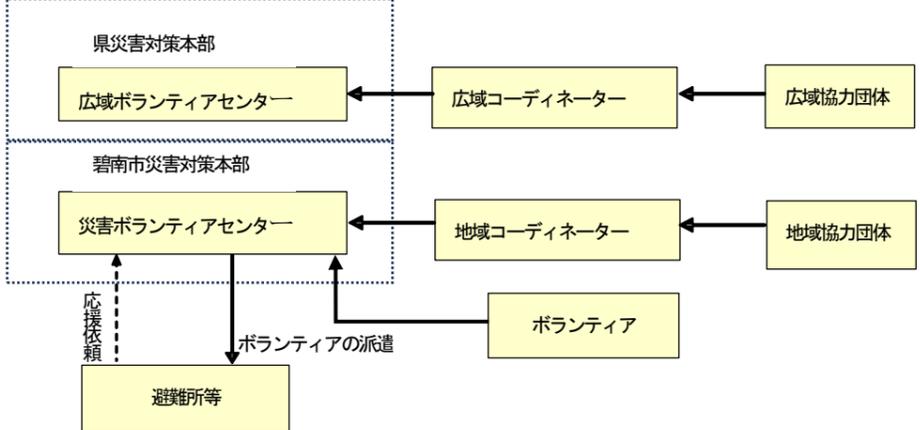
碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																																
132	<p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-16)災害時の放送に関する協定書 (市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ)</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-47)災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書(愛知県行政書士会 碧海支部)</p>	<p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-17)災害時の放送に関する協定書 (市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ)</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料12-47)災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書(削除)</p>	<p>所」を「救護所」に統一)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																																																
133	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>																																																	
133	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 919 1383 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受け入れ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市)情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点</td> <td>(市)情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節</td> <td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、消防署	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第4節 ボランティアの受け入れ	(略)	(略)	第5節 労務計画	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第6節 防災活動拠点	(市)情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	(略)	第7節	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1519 919 2469 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受け入れ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市)情報・調整班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 防災活動拠点</td> <td>(市)情報・調整班(経営企画課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節</td> <td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、消防署	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)	(略)	第4節 ボランティアの受け入れ	(略)	(略)	第5節 労務計画	(市)情報・調整班(経営企画課)	(略)	第6節 防災活動拠点	(市)情報・調整班(経営企画課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	(略)	第7節	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	(略)																																																	
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、消防署	(略)																																																	
第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																																	
第4節 ボランティアの受け入れ	(略)	(略)																																																	
第5節 労務計画	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																																	
第6節 防災活動拠点	(市)情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	(略)																																																	
第7節	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																																	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	(略)																																																	
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、消防署	(略)																																																	
第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)	(略)																																																	
第4節 ボランティアの受け入れ	(略)	(略)																																																	
第5節 労務計画	(市)情報・調整班(経営企画課)	(略)																																																	
第6節 防災活動拠点	(市)情報・調整班(経営企画課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	(略)																																																	
第7節	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、	(略)																																																	
134																																																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
134	<table border="1" data-bbox="433 344 1377 554"> <tr> <td data-bbox="433 344 649 554">南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="649 344 866 554">課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署</td> <td data-bbox="866 344 1377 554"></td> </tr> </table>	南海トラフ地震の発生時における広域受援	課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署		<table border="1" data-bbox="1516 344 2460 527"> <tr> <td data-bbox="1516 344 1733 527">南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="1733 344 1949 527">第1医療班(健康課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署</td> <td data-bbox="1949 344 2460 527"></td> </tr> </table>	南海トラフ地震の発生時における広域受援	第1医療班(健康課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署														
南海トラフ地震の発生時における広域受援	課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署																				
南海トラフ地震の発生時における広域受援	第1医療班(健康課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署																				
134	<p>第1節 応援協力 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-9)衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編(資料12-24)碧南市、越前市災害時相互応援協定書 	<p>第1節 応援協力 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-10)衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編(資料12-25)碧南市、越前市災害時相互応援協定書 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																		
136	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="492 1045 1418 1226"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 1045 884 1094">通知先</th> <th data-bbox="884 1045 1121 1094">所在地</th> <th data-bbox="1121 1045 1418 1094">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 1094 884 1184">陸上自衛隊 第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)</td> <td data-bbox="884 1094 1121 1184">豊川市穂ノ原1-1</td> <td data-bbox="1121 1094 1418 1184">0533-86-3151</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 1184 884 1226">(略)</td> <td data-bbox="884 1184 1121 1226">(略)</td> <td data-bbox="1121 1184 1418 1226">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	通知先	所在地	電話番号	陸上自衛隊 第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1045 2502 1226"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 1045 1967 1094">通知先</th> <th data-bbox="1967 1045 2205 1094">所在地</th> <th data-bbox="2205 1045 2502 1094">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 1094 1967 1184">陸上自衛隊 第6施設群長(豊川駐屯地司令)</td> <td data-bbox="1967 1094 2205 1184">豊川市穂ノ原1-1</td> <td data-bbox="2205 1094 2502 1184">0533-86-3151</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1184 1967 1226">(略)</td> <td data-bbox="1967 1184 2205 1226">(略)</td> <td data-bbox="2205 1184 2502 1226">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	通知先	所在地	電話番号	陸上自衛隊 第6施設群長(豊川駐屯地司令)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
通知先	所在地	電話番号																			
陸上自衛隊 第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151																			
(略)	(略)	(略)																			
通知先	所在地	電話番号																			
陸上自衛隊 第6施設群長(豊川駐屯地司令)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151																			
(略)	(略)	(略)																			
137	<p>3 災害派遣部隊の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>ア) 事前の準備</p> <p>a ヘリポート用地として、資料編(資料6-10)に記載された(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料6-10)着陸帯設定時における留意事項 (略) ◆資料編(資料6-9)緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所 (略) <p>イ) 受入時の準備 (略)</p>	<p>3 災害派遣部隊の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>ア) 事前の準備</p> <p>a ヘリポート用地として、資料編(資料6-9)に記載された(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料6-9)着陸帯設定時における留意事項 (略) ◆資料編(資料6-8)緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所 (略) <p>イ) 受入時の準備 (略)</p>																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
139	<p>◆資料編 (資料6-11) H記号及び吹流しの基準</p> <p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置 (略)</p> <p>(1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>◆資料編 (資料12-20) 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>2 コーディネーターの役割 (略)</p> <p><ボランティア受入れの流れ></p>  <p>3 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>(追記)</u></p>	<p>◆資料編 (資料6-10) H記号及び吹流しの基準</p> <p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市及び社会福祉協議会における措置 (略)</p> <p>(1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを(削除)開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>◆資料編 (資料12-21) 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 社会福祉協議会は、県が設置する広域ボランティア支援本部を積極的に活用し、ボランティアの確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 コーディネーターの役割 (略)</p> <p><ボランティア受入れの流れ></p>  <p>3 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																																		
140		<p style="color: red;">支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>																																																			
145	<p>第5章 救出・救助対策</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p>																																																			
148	<p>第3節 航空機の活用 (略)</p>	<p>第3節 航空機の活用 (略)</p>																																																			
149	<p>◆資料編(資料12-18)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</p>	<p>◆資料編(資料12-19)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																																																		
150	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>																																																			
150	<p>主な機関の措置</p>	<p>主な機関の措置</p>																																																			
151	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">機 関 名</th> <th style="width: 40%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 消防活動</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 危険物施設対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 毒物劇物取扱施設対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 消防活動	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2節 危険物施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)	(略)	(略)	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)	(略)	(略)	第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課) 消防署	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">機 関 名</th> <th style="width: 40%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 消防活動</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 危険物施設対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 毒物劇物取扱施設対策計画</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、広報班(秘書課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 消防活動	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2節 危険物施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)	(略)	(略)	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)	(略)	(略)	第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、広報班(秘書課) 消防署	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																			
第1節 消防活動	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第2節 危険物施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																			
第1節 消防活動	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第2節 危険物施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、広報班(秘書課) 消防署	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																								
153	<p>第2節 危険物施設対策計画 (略)</p>	<p>第2節 危険物施設対策計画 (略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>																																								
154	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編 (資料5-4) 石油類等大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-6) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編 (資料5-3) 石油類等大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-5) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 	<p>(表記の整理)</p>																																								
154	<p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (略)</p>	<p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>																																								
155	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編 (資料5-5) 高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-6) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編 (資料5-4) 高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編 (資料5-5) 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 	<p>(表記の整理)</p>																																								
157	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>																																									
157	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="433 1010 1412 1667"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 				碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 				(略)	(略)				<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1519 1010 2499 1667"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 				碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 				(略)	(略)				<p>1. 県の地域防 災計画の修正の 反映</p> <p>(防災基本計画 に基づく修正 及び表題の整 理)</p> <p>1. 県の地域防 災計画の修正の 反映</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 																																										
碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																										
(略)	(略)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請 																																										
碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																										
(略)	(略)																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
158	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 390 1418 684"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1519 390 2504 684"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1(2) (削除) 救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1(2) (削除) 救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	(略)	(略)	(略)	<p>(表記の整理) (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																			
(略)	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1(2) (削除) 救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																			
(略)	(略)	(略)																			
158	<p>第1節 医療救護 (略) 1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 ア 市は、市内2カ所(第1候補場所:新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所:新川中学校、南中学校)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 イ 発災時は、医療救護本部を市役所内(会議室2)に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。参集できた人員において、医療救護所開設のための班編成や勤務体制の確認等の準備を行い、整った時点で現地派遣を行う。その後、被害状況や参集状況に応じて、医療救護班の編成、医療救護所の開設を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 医療救護 (略) 1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 ア 市は、市内2カ所(第1候補場所:新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所:新川中学校、南中学校)に (削除) 救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて (削除) 救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 イ 発災時は、医療救護本部を市役所内(会議室2)に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。参集できた人員において、(削除) 救護所開設のための班編成や勤務体制の確認等の準備を行い、整った時点で現地派遣を行う。その後、被害状況や参集状況に応じて、(削除) 救護班の編成、(削除) 救護所の開設を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)</p>																		
159	<p>◆資料編(資料12-13) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会) ◆資料編(資料12-14) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆資料編(資料12-15) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤 (2) 医療救護班の活動 ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うもの</p>	<p>◆資料編(資料12-14) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会) ◆資料編(資料12-15) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆資料編(資料12-16) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤 (2) (削除) 救護班の活動 ア 災害救助法に基づく医療は、原則として (削除) 救護班によって行うもの</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
159	<p>とする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所等に備蓄しておくものとする。</p> <p>エ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編 (資料9-1) 市内の医療機関</p> <p>オ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。 医療救護班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。 この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</p> <p>カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市)</p> <p>ア 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会等の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。(略)</p>	<p>ものとする。</p> <p>イ <u>削除</u> 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。</p> <p>ウ <u>削除</u> 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、<u>削除</u> 救護所の第1候補場所等に備蓄しておくものとする。</p> <p>エ <u>削除</u> 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編 (資料9-1) 市内の医療機関</p> <p>オ 災害救助法による助産は、原則として<u>削除</u> 医療救護班によって行われる。<u>削除</u> 医療救護班による助産ができない場合、又は<u>削除</u> 医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。 この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</p> <p>カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ<u>削除</u> 医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市)</p> <p>ア <u>削除</u> 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会等の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理) (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)</p>
160	<p>◆資料編 (資料12-15) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書 (市対碧南市薬剤師会)</p> <p>イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>◆資料編 (資料12-16) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書 (市対碧南市薬剤師会)</p> <p>イ <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、防災ヘリコプターの出動を名古屋消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(令和6年1月30日付消防庁第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																								
160	<p>(5) 血液製剤の確保 (市) ア～イ (略) ウ <u>通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 災害拠点病院における措置 災害拠点病院は、医療救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また、保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。</p>	<p>(5) 血液製剤の確保 (市) ア～イ (略) ウ <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 災害拠点病院における措置 災害拠点病院は、(削除) 救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また、保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。</p>	<p>反映 (表記の整理)</p>																																								
161	<p>第2節 防疫・保健衛生 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																																								
163	<p>(10) 応援協力関係 ア～カ (略)</p>	<p>(10) 応援協力関係 ア～カ (略)</p>	<p>(表記の整理)</p>																																								
164	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>キ 歯科支援が必要な場合、市歯科医師会に派遣要請するとともに、必要であれば、県にJDAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣要請を行うものとする。</u></p>																																									
165	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>																																									
165	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="433 1493 1412 1791"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 				(略)	(略)				<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1519 1493 2499 1791"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整 				(略)	(略)				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画に位置づけるための修正)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 																																										
(略)	(略)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整 																																										
(略)	(略)																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
167 168 169	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条(追記)の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p>	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(災害対策基本法施行令の改正に伴う修正)</p>
171	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 (略)</p> <p>(6) 関係機関との協力体制 (略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) 緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p> <p>◆資料編(資料12-30) 災害時の情報交換に関する協定(追記) 国土交通省中部地方整備局)</p> <p>◆資料編(資料12-48) 災害時(追記) 橋梁緊急点検の協力に関する協定書 (西三河測量設計研究会) (略)</p> <p>2 中部地方整備局における措置 (略)</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 (略)</p> <p>(6) 関係機関との協力体制 (略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路路線図</p> <p>◆資料編(資料12-30) 災害時の情報交換に関する協定(市対国土交通省中部地方整備局)</p> <p>◆資料編(資料12-48) 災害時の橋梁緊急点検の協力に関する協定書 <u>(削除)</u></p> <p>2 中部地方整備局における措置 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
173	<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u></p> <p><u>ア 検討会の設置</u></p> <p><u>中部地方整備局名古屋国道事務所(以下「名古屋国道事務所」という。)は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画の</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県災害時交通マネジメント検討会</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
174		<p><u>と、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u></p> <p><u>※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u></p> <p><u>※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u></p> <p><u>イ 検討会の開催</u></p> <p><u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u></p>	<p>を計画上に位置づけるための修正)</p>
178	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送車両確保要領</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送車両確保要領</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
179	<p>ア 確保順位</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 5) 災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書</p> <p>(市対愛知県トラック協会西三 (追記) 支部碧南部会)</p> <p>イ (略)</p> <p>◆資料編 (資料6 - 2) 車両・船舶等の調達先</p> <p>(略)</p>	<p>ア 確保順位</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 6) 災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書</p> <p>(市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会)</p> <p>イ (略)</p> <p>◆資料編 (資料6 - 2) 車両・船舶 (削除) の調達先</p> <p>(略)</p>	<p>(災害対策基本法施行令の改正に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
180	<p>(5) 自衛隊等への輸送要請</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料6 - 9) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 自衛隊等への輸送要請</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料6 - 8) 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
181	<p>2～5 (略)</p> <p>6 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両については、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料6-5)緊急通行車両等届出書 ◆資料編(資料6-6)緊急通行車両確認証明書及び標章 	<p>2～5 (略)</p> <p>6 緊急通行車両の(削除)確認</p> <p>(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両については、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料6-4)緊急通行車両等確認申出書 ◆資料編(資料6-5)緊急通行車両確認証明書及び標章 																									
182	<p>第9章 浸水・津波対策</p>	<p>第9章 浸水・津波対策</p>																									
182	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 984 1365 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水対策	(略)	(略)	第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 984 2448 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水対策	(略)	(略)	第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>						
区分	機関名	主な措置																									
第1節 浸水対策	(略)	(略)																									
第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 浸水対策	(略)	(略)																									
第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)																									
185	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>																									
185	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1488 1365 1732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)		(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1488 2448 1732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)	(略)		(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、広報班(秘書課)	(略)																									
	(略)	(略)																									
189	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>2. 碧南市各部署</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
189	<p>1 市における措置 (略) (1)～(4) (略) ◆資料編(資料1 2 - 5 9) 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> ◆資料編(資料8 - 3) 福祉避難所 (6)～(7) (略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (略) ア～イ (略) ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報及び<u>(追記)</u>外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用</p>	<p>1 市における措置 (略) (1)～(4) (略) ◆資料編(資料1 2 - 6 0) 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(第2編災害予防 第7章 第1節 1 (3) 福祉避難所の整備 エに移動)</u> ◆資料編(資料8 - 3) 福祉避難所 (6)～(7) (略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (略) ア～イ (略) ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報及び<u>市の</u>外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用</p>	<p>局における活動の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行っているため)</p>
191	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	
191	<p>第1節 給水 1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画8. 1 (1) 被災者等へ飲料水、生活用水<u>(追記)</u>等を供給する。 (2)～(4) (略)</p>	<p>第1節 給水 1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画8. 1 (1) 被災者等へ飲料水、生活用水<u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u>等を供給する。 (2)～(4) (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
192	<p>2 応急給水</p>	<p>2 応急給水</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
192	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。</p> <table border="1" data-bbox="451 474 1406 871"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>掌握事務</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排水部 水道班 給水係</td> <td>総務担当 (管理係)</td> <td>情報収集 応援要請</td> <td>西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県災害復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		担当	掌握事務	関係機関	給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県災害復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）		(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。</p> <table border="1" data-bbox="1537 474 2493 871"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>掌握事務</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排水部 水道班 給水係</td> <td>総務担当 (管理係)</td> <td>情報収集 応援要請</td> <td>西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		担当	掌握事務	関係機関	給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）		(略)	(略)	(略)	
	担当	掌握事務	関係機関																								
給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県災害復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）																								
	(略)	(略)	(略)																								
	担当	掌握事務	関係機関																								
給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）																								
	(略)	(略)	(略)																								
194	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																								
195	<p>◆資料編 (資料1 2 - 2 2) 災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書 (市対あいち中央農業協同組合)</p>	<p>◆資料編 (資料1 2 - 2 3) 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書 (市対あいち中央農業協同組合)</p>	<p>(表記の整理)</p>																								
195	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>(略)</p>																									
196	<p>2 生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 1 0) 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定 (市対碧南高浜石油業協同組合)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 2) 災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書 (市対あいち中央農業協同組合)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 3) 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(株)カインズ(旧(株)三河機工))</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 3 3) 災害救助物資の緊急調達に関する協定書</p>	<p>2 生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 1 1) 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定 (市対碧南高浜石油業協同組合)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 3) 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書 (市対あいち中央農業協同組合)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 2 4) 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(削除) (株)三河機工)</p> <p>◆資料編 (資料1 2 - 3 3) 災害救助物資の緊急調達に関する協定(削除)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								

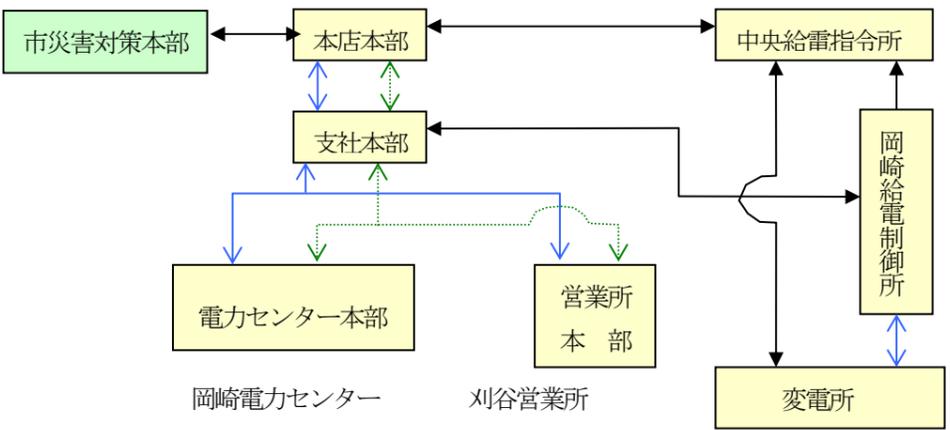
碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
198	<p>◆資料編(資料12-45) 災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書</p> <p style="text-align: center;">第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 726 1374 1041"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第13章 遺体の取扱い</p> <p>第1節 遺体の捜索・収容 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-4) 災害救助法適用基準等</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(5) 応援要求 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-13) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	<p>◆資料編(資料12-45) 災害時における液化石油ガスの供給(削除)等に関する協定書</p> <p style="text-align: center;">第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 726 2481 1020"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班 (地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第13章 遺体の取扱い</p> <p>第1節 遺体の捜索・収容 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-4) 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(5) 応援要求 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-14) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班 (地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 環境汚染防止対策	(略)	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 環境汚染防止対策	(略)	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班 (地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																																																						
202	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料1 2 - 1 4) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆(略) ◆資料編(資料1 2 - 5 5) 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 (市対愛知県葬祭業協働組合) (略) 3 災害救助法の適用 (略) ◆資料編(資料1 2 - 4) <u>災害救助法適用基準等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料1 2 - 1 5) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆(略) ◆資料編(資料1 2 - 5 6) 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 <u>(削除)</u> (略) 3 災害救助法の適用 (略) ◆資料編(資料1 2 - 4) <u>災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u> 																																																																							
203	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略)</p> <p>(6) 応援要求 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆(略) ◆資料編(資料1 2 - 5 5) 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書(市対愛知県葬祭業協働組合) <p>2 災害救助法の適用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料1 2 - 4) <u>災害救助法適用基準等</u> 	<p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略)</p> <p>(6) 応援要求 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆(略) ◆資料編(資料1 2 - 5 6) 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 <u>(削除)</u> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料1 2 - 4) <u>災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u> 	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																																																						
204	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>																																																																							
204	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 15%;">発災</th> <th style="width: 20%;">3日</th> <th style="width: 20%;">1週間</th> <th style="width: 25%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガス会社、LPガス協会</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">○災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">○情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○緊急対応措置の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○応援の要請</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○応急復旧活動の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○広報活動の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置				○情報の収集				○緊急対応措置の実施			→	○応援の要請			→	○応急復旧活動の実施			→	○広報活動の実施			→	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 15%;">発災</th> <th style="width: 20%;">3日</th> <th style="width: 20%;">1週間</th> <th style="width: 25%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">都市ガス会社、LPガス協会</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">○災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">○情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○緊急対応措置の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○応援の要請</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○応急復旧活動の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">○広報活動の実施</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				都市ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置				○情報の収集				○緊急対応措置の実施			→	○応援の要請			→	○応急復旧活動の実施			→	○広報活動の実施			→	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(併記されているLPガス協会を踏まえた)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
(略)	(略)																																																																								
ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置																																																																								
	○情報の収集																																																																								
	○緊急対応措置の実施			→																																																																					
	○応援の要請			→																																																																					
	○応急復旧活動の実施			→																																																																					
○広報活動の実施			→																																																																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
(略)	(略)																																																																								
都市ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置																																																																								
	○情報の収集																																																																								
	○緊急対応措置の実施			→																																																																					
	○応援の要請			→																																																																					
	○応急復旧活動の実施			→																																																																					
○広報活動の実施			→																																																																						

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
205	<p>(略) (略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)	第2節 ガス施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略) (略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)	第2節 ガス施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>修正)</p> <p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)																									
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (秘書情報課) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)																									
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班 (<u>経営企画課</u>) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
205	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R A における措置 (略)</p> <p>(2) 情報の収集と伝達 (略)</p> <p>(情報収集伝達系統)</p>  <p>(注)情報の伝達・報告は、図に示すルートによって行うものとする。 ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅</p>	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R A における措置 (略)</p> <p>(2) 情報の収集と伝達 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
207	<p><u>速・的確なルートを選んで行うことができる。</u> <u>「→」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止(被害)及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。</u> <u>「→」は、対内情報班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止(被害)及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。</u> <u>「→」は、各班の組織を通じて行う復旧状況の具体対策指示及び実施状況等の伝達・報告ルートを示す。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 復旧工事等の協力要請 (略)</p> <p>◆資料編(資料1 2 - 2 6) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南電設業協同組合)</p> <p>◆資料編(資料1 2 - 2 7) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区)</p> <p>◆資料編(資料1 2 - 2 8) 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書(中部電気保安協会岡崎支部)</p>	<p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 復旧工事等の協力要請 (略)</p> <p>◆資料編(資料1 2 - 2 7) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南電設業協同組合)</p> <p>◆資料編(資料1 2 - 2 8) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
207	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。(震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>(追記)</u> 防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。(震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>あらかじめ定められた</u>防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正)</p>
209	<p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者(市)における措置 (略)</p> <p>また、津波危険地域や避難<u>(追記)</u>路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。</p>	<p>第3節 上水道施設対策</p> <p>1 水道事業者(市)における措置 (略)</p> <p>また、津波危険地域や避難<u>道</u>路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
209	(1) (略) (2) 応援の要請 (略) ◆資料編(資料12-17)災害時応急復旧工事(追記)の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会) ◆資料編(資料12-51)災害時応援復旧工事(追記)の協力に関する協定書 (市対碧南市上下水道工事店協同組合)	(1) (略) (2) 応援の要請 (略) ◆資料編(資料12-18)災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会) ◆資料編(資料12-51)災害時応援復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南市上下水道工事店協同組合)	
210	2 県(保健医療局、企業庁)及び日本水道協会愛知県支部における措置 (1) 応援・受援体制の確立 (略)	2 県(建設局、企業庁)及び日本水道協会愛知県支部における措置 (1) 応援・受援体制の確立 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (2024年度から、水道事業の認可等に関する事務を建設局に移管するため)
210			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
211	<p>第5節 下水道施設対策 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-17)災害時応急復旧工事(追記)の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会)</p>	<p>第5節 下水道施設対策 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-18)災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
211	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災計画の修正による修正)</p>
213	<p>2 (略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用</p> <p>ア 県(総務局)の連絡</p> <p>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)に災害時モードへの切替えを指示する。</p> <p>イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害時モードへの切替え</p> <p>通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用</p> <p>ア 県(総務局)の連絡</p> <p>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)に災害モードへの切替えを指示する。</p> <p>イ 通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)の災害モードへの切替え</p> <p>通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため)</p>
214	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
214	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 市及びライフライン事業者等における措置</p>	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 <u>1</u> 市及びライフライン事業者等における措置</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>
			<p>(表記の整理)</p>
216	<p>第15章 住宅対策</p>	<p>第15章 住宅対策</p>	
218	<p>第2節 被災住宅等の調査 1 市における措置 (略) ◆資料編(資料12-58) 災害時における家屋被害認定業務に関する協 定書</p>	<p>第2節 被災住宅等の調査 1 市における措置 (略) ◆資料編(資料12-59) 災害時における家屋被害認定業務に関する協 定書</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>
			<p>(表記の整理)</p>
218	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 1 市における措置 (略)</p>	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 1 市における措置 (略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>
219	<p>◆資料編(資料12-32) 災害時における住居施設の使用に関する協 定書 <u>(トヨタ自動車衣浦工場)</u></p>	<p>◆資料編(資料12-32) 災害時における住居施設の使用に関する協 定書 <u>(市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場)</u></p>	<p>(表記の整理)</p>
221	<p>第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、<u>居住のために必要な最小限度の部分 を応急的に補修するものとする。(略)</u></p>	<p>第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、<u>「住家の被害の拡大を防止するた めの緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u>をするもの とする。(略)</p>	<p>1. 県の地域防 災計画の修正の 反映</p>
			<p>(災害救助法 による災害の 程度、方法及び 期間並びに実 費弁償の基準 (平成25年内 閣府告示第228</p>
221	<p>(1) 応急修理の実施 <u>(追記)</u></p>	<p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(イ) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵 入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
222	<p>ア 応急修理を受ける者の範囲</p> <p>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>イ 修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所とする。</p> <p>ウ 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>エ 修理の期間</p> <p>地震災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>オ 修理の方法</p> <p>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p>カ 建築材料の調達</p> <p>原則として市指名願登録業者より調達するものとする。</p>	<p><u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u></p> <p><u>(ウ) 修理の費用</u></p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>(エ) 修理の期間</u></p> <p><u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 修理の方法</u></p> <p><u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>(イ) 修理の範囲</u></p> <p><u>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所とする。</u></p> <p><u>(ウ) 修理の費用</u></p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>(エ) 修理の期間</u></p> <p><u>(削除) 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 修理の方法</u></p> <p><u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>(カ) 建築材料の調達</u></p> <p><u>原則として市指名願登録業者より調達するものとする。</u></p>	<p>号)の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
222 223 228 228 228 235 235 237	<p>(略)</p> <p>第6節 障害物の除去 1 市における措置 (略) ◆資料編(資料12-17) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会)</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害復旧・復興</p> <p style="text-align: center;">第1章 復興体制</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1079 1368 1276"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 職員の派遣要請</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市)情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 災害廃棄物処理対策</p> <p>第1節 災害廃棄物処理対策 (略) ◆(略) ◆資料編(資料12-6) し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 (三河、知多清掃施設連絡協議会) ◆資料編(資料12-7) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する 協定書(県内市町村、一部事務組合)</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 職員の派遣要請	(略)	(略)		(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)	<p>(略)</p> <p>第6節 障害物の除去 1 市における措置 (略) ◆資料編(資料12-18) 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 (市対碧南市災害復旧協議会)</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害復旧・復興</p> <p style="text-align: center;">第1章 復興体制</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1079 2451 1276"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 職員の派遣要請</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市)情報・調整班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 災害廃棄物処理対策</p> <p>第1節 災害廃棄物処理対策 (略) ◆(略) ◆資料編(資料12-7) し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 (三河、知多清掃施設連絡協議会) ◆資料編(資料12-8) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する 協定書(県内市町村、一部事務組合)</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 職員の派遣要請	(略)	(略)		(市)情報・調整班(経営企画課)	(略)	<p>2. 碧南市各 部 局における活動 の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各 部 局における活動 の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各 部 局における活動 の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 職員の派遣要請	(略)	(略)																									
	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 職員の派遣要請	(略)	(略)																									
	(市)情報・調整班(経営企画課)	(略)																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由															
238	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ (略) ◆資料編(資料1 2 - 4 4) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 <p style="text-align: center;">第4章 震災復興都市計画の決定手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ (略) ◆資料編(資料1 2 - 4 4) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 <u>(削除)</u> <p style="text-align: center;">第4章 震災復興都市計画の決定手続き</p>																
239	<p>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>1 都市復興基本計画の策定と公表 (略)</p> <p>策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、<u>(追記)</u> 総合計画等を踏まえるものとする。</p>	<p>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>1 都市復興基本計画の策定と公表 (略)</p> <p>策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、<u>立地適正化計画</u>、総合計画等を踏まえるものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(都市再生特別措置法(令和2年度改正)に基づく修正)</p>															
241	<p style="text-align: center;">第5章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p style="text-align: center;">第5章 被災者等の生活再建等の支援</p>																
241	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></td> <td>(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u></td> <td>1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td> <td>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班</td> <td>1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u>	1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施	
区 分	機 関 名	主 な 措 置																
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成																
区 分	機 関 名	主 な 措 置																
第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u>	1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>																
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施																
241			<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																											
242	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="433 344 620 701">(追記)</th> <th data-bbox="620 344 875 701">(追記)</th> <th data-bbox="875 344 1383 701">(追記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="433 701 620 1304">第2節 被災者への経済的支援等</td> <td data-bbox="620 701 875 1304">(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 (追記) 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td> <td data-bbox="875 701 1383 1304">1(1) 義援金品の受付・配分 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1304 620 1362">第3節 金融対策</td> <td data-bbox="620 1304 875 1362">(略)</td> <td data-bbox="875 1304 1383 1362">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1362 620 1421">第4節 住宅等対策</td> <td data-bbox="620 1362 875 1421">(略)</td> <td data-bbox="875 1362 1383 1421">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1421 620 1507">第5節 労働者対策</td> <td data-bbox="620 1421 875 1507">(略)</td> <td data-bbox="875 1421 1383 1507">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(追記)	(追記)	(追記)	第2節 被災者への経済的支援等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 (追記) 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1(1) 義援金品の受付・配分 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置	第3節 金融対策	(略)	(略)	第4節 住宅等対策	(略)	(略)	第5節 労働者対策	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 344 1703 554">第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td> <td data-bbox="1703 344 1961 554">(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 <u>供給班(商工課)</u> 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1961 344 2469 554">1(1) <u>被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 554 1703 613">第4節 金融対策</td> <td data-bbox="1703 554 1961 613">(略)</td> <td data-bbox="1961 554 2469 613">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 613 1703 672">第5節 住宅等対策</td> <td data-bbox="1703 613 1961 672">(略)</td> <td data-bbox="1961 613 2469 672">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 672 1703 730">第6節 労働者対策</td> <td data-bbox="1703 672 1961 730">(略)</td> <td data-bbox="1961 672 2469 730">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 <u>供給班(商工課)</u> 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1(1) <u>被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置	第4節 金融対策	(略)	(略)	第5節 住宅等対策	(略)	(略)	第6節 労働者対策	(略)	(略)	<p>(愛知県の意向を踏まえた修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)</p>
(追記)	(追記)	(追記)																												
第2節 被災者への経済的支援等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 (追記) 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1(1) 義援金品の受付・配分 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置																												
第3節 金融対策	(略)	(略)																												
第4節 住宅等対策	(略)	(略)																												
第5節 労働者対策	(略)	(略)																												
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、子ども班(子ども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、 <u>供給班(商工課)</u> 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1(1) <u>被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置																												
第4節 金融対策	(略)	(略)																												
第5節 住宅等対策	(略)	(略)																												
第6節 労働者対策	(略)	(略)																												
242	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住</p>	<p>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></p> <p>1 市における措置</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計</p>																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																																
242	<p>家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 (略)</p> <p>(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 (略)</p> <p><u>(修正後第2節として記載)</u></p> <p>第2節 被災者台帳の作成 1 市における措置 (1) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (2) 災害ケースマネジメントの実施 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</p>	<p>画に基づく修正及び表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)</p>																																
243	<p>第2節 被災者への経済的支援等 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 市税等の減免等 (略)</p>	<p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 市税等の減免等 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																
243	<table border="1" data-bbox="552 1577 1403 1803"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>項目</th> <th>支援の対象</th> <th>支援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国保年金課</td> <td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td> <td>災害又は火災の場合</td> <td>市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1635 1577 2487 1803"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>項目</th> <th>支援の対象</th> <th>支援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国保年金課</td> <td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td> <td>災害又は火災の場合 災害又は火災の場合</td> <td>市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合 災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合 災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
245	<p>第3節 金融対策 (略)</p>	<p>第4節 金融対策 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
246	<p>第4節 住宅等対策 (略)</p>	<p>第5節 住宅等対策 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
247	<p>第5節 労働者対策 (略)</p>	<p>第6節 労働者対策 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
251	<p>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p>	<p>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p>																			
251	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1524 1383 1766"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</td> <td>県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1524 2466 1766"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</td> <td>県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関</td> <td><u>1</u> 情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	<u>1</u> 情報収集・連絡体制の整備	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																			
(略)	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	<u>1</u> 情報収集・連絡体制の整備																			
(略)	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
251	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応 情報収集・連絡体制の整備</p>	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応 <u>1</u> 情報収集・連絡体制の整備</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
252	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応 1～9 (略)</p>	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応 1～9 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
254	<p>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p>	<p>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p>
255	<p>イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>(追記)</u> ② 県立学校にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u> (ア)～(イ) (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u> (ア)～(イ) (略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>(追記)</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>(追記)</u></p>	<p>イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>を定めることとする。</u> ② 県立学校にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u> (ア)～(イ) (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u> (ア)～(イ) (略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>について定めることとする。</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>を定めることとする。</u></p>	
1	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」</p>	
1	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p>	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p>	
1	<p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</p>	<p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</p>	<p>2. 碧南市各部署</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
2	<p>(略)</p> <p>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略)</p> <p><u>〔広報に関する事項〕</u> <u>市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</u></p> <p><u>(1) 防災意識の啓発</u> 名古屋地方気象台は、第2編第1章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p><u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(2) 防災に関する知識の普及</u> (略)</p> <p><u>(3) 自動車運転者に対する広報</u> (略)</p> <p><u>(4) 家庭内備蓄等の推進</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</u></p> <p><u>ア</u> 防災意識の啓発 名古屋地方気象台は、第2編第1章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p><u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p><u>ウ</u> 自動車運転者に対する広報 (略)</p> <p><u>エ</u> 家庭内備蓄等の推進 (略)</p>	<p>局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
4	<p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p>	<p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p>	
5	<p>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達 (略)</p>	<p>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達 (略)</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p>
6	<p>3 市の内部伝達、住民等への伝達 (略)</p> <p>◆資料編(資料4-6)東海地震に関連する情報の伝達例文</p>	<p>3 市の内部伝達、住民等への伝達 (略)</p> <p>◆資料編(資料4-6)東海地震に関 <u>(削除)</u> する情報の伝達例文</p>	<p>(表記の整理)</p>
7	<p>第3節 警戒宣言発令時等の広報 (略)</p> <p>2 広報内容 (1)~(11) (略) (12)その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項 ◆資料編(資料4-8)市長から市民への呼びかけ例文</p>	<p>第3節 警戒宣言発令時等の広報 (略)</p> <p>2 広報内容 (1)~(11) (略) (12)その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項 <u>(削除)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
8 9 11 11 12 12	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統 (略)</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては防災行政無線(「資料編(資料4-1)無線局」参照)及び電話(「資料編(資料4-3)災害時情報伝達収集先電話一覧」参照)により情報伝達、収集等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料4-2)愛知県及び消防庁への連絡先一覧 ◆資料編(資料4-3)災害時情報伝達収集先電話一覧 <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 主要食糧、医薬品の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 主要食糧の確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-22)災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書(市対あいち中央農業協同組合) ◆(略) <p>(2) 医薬品の確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-13)災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会) ◆資料編(資料12-14)災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆資料編(資料12-15)災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会) ◆(略) 	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統 (略)</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては防災行政無線(「資料編(資料4-1)無線局」参照)及び電話(「資料編(資料4-3)災害時情報伝達収集先電話一覧」参照)により情報伝達、収集等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料4-2)愛知県及び消防庁への連絡先一覧 ◆資料編(資料4-3)災害時情報伝達収集先電話一覧 <p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 主要食糧、医薬品の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 主要食糧の確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-23)災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書(市対あいち中央農業協同組合) ◆(略) <p>(2) 医薬品の確保 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編(資料12-14)災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会) ◆資料編(資料12-15)災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会) ◆資料編(資料12-16)災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会) ◆(略) 	<p>(附属資料の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																								
12 15	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) <u>緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</u></p> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 日本赤十字社愛知県支部における措置(救護班要員の確保、<u>医療救護班</u>の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備)</p> <p>(略)</p> <p>8 独立行政法人国立病院機構の病院における措置(<u>医療救護班</u>等の準備体制の確立)</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路路線図</p> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 日本赤十字社愛知県支部における措置(救護班要員の確保、<u>(削除)</u> 救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備)</p> <p>(略)</p> <p>8 独立行政法人国立病院機構の病院における措置 (<u>(削除)</u> 救護班等の準備体制の確立)</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																								
16	<p align="center">第4章 発災に備えた直前対策</p>	<p align="center">第4章 発災に備えた直前対策</p>																									
16	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1203 1368 1562"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1203 2451 1562"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(<u>秘書課</u>)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(<u>秘書課</u>)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	(略)																									
	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(<u>秘書課</u>)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	(略)																									
	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
22	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																								
23	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p>	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p>	<p>(災害対策基</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
24	<p>ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条(追記)の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p> <p>◆資料編(資料6-5)緊急通行車両等届出書</p> <p>◆資料編(資料6-6)緊急通行車両確認証明書及び標章(追記)</p>	<p>ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。</p> <p>◆資料編(資料6-4)緊急通行車両等確認届出書</p> <p>◆資料編(資料6-5)緊急通行車両確認証明書及び標章</p> <p>(7) 緊急輸送車両確認の効力</p> <p><u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u></p>	<p>本法施行令の改正に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(災害対策基本法施行令の改正に伴う修正)</p>
33	<p>第14節 緊急輸送</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>第14節 緊急輸送</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>
34	<p>6 緊急輸送道路(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3)緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</p>	<p>6 緊急輸送道路(略)</p> <p>◆資料編(資料6-3) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路路線図</p>	<p>(表記の整理)</p>
34	<p>7 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。</p> <p>◆資料編(資料6-7)緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証</p>	<p>7 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>確認届出</u>を行うこととする。</p> <p>◆資料編(資料6-6)緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(災害対策基</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																														
<p>36</p> <p>36</p> <p>39</p> <p>39</p>	<p>◆資料編 (資料6-8) 緊急通行車両等事前届出一覧表 (略)</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 726 1368 1205"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1(2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>1(1) 施設管理者のとりべき措置 1(2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 1(3) 屋内避難に使用する建物の選定 1(4) 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 市 (関係局)における措置 (略)</p> <p>1 一般的事項 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア 東海地震に関連する調査情報 (臨時)が発表された場合 (略) イ 東海地震注意情報が発表された場合 (ア) 庁舎 (略) (イ) 市民が利用する施設</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1(2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	1(1) 施設管理者のとりべき措置 1(2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 1(3) 屋内避難に使用する建物の選定 1(4) 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置	(略)	(略)	(略)	<p>◆資料編 (資料6-7) 緊急通行車両等事前届出一覧表 (略)</p> <p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1519 726 2454 1205"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 一般的事項 1(2) 保育所、幼稚園、学校 1(3) 病院 1(4) 社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>1(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 1(2) 無線通信機等通信手段の確保 2 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 3 屋内避難に使用する建物の選定 4 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 1 市 (関係局) における措置 (略)</p> <p>(1) 一般的事項 ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 (ア) 東海地震に関連する調査情報 (臨時)が発表された場合 (略) (イ) 東海地震注意情報が発表された場合 a 庁舎 (略) b 市民が利用する施設</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 一般的事項 1(2) 保育所、幼稚園、学校 1(3) 病院 1(4) 社会福祉施設	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	1(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 1(2) 無線通信機等通信手段の確保 2 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 3 屋内避難に使用する建物の選定 4 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置	(略)	(略)	(略)	<p>本法施行令の改正に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1(2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設																															
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	1(1) 施設管理者のとりべき措置 1(2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 1(3) 屋内避難に使用する建物の選定 1(4) 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1(1) 一般的事項 1(2) 保育所、幼稚園、学校 1(3) 病院 1(4) 社会福祉施設																															
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	1(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 1(2) 無線通信機等通信手段の確保 2 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 3 屋内避難に使用する建物の選定 4 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置																															
(略)	(略)	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
40	<p>(略)</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む)</p> <p>(7) 庁舎</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市民が利用する施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他警戒宣言発令時等の措置</p> <p>(略)</p> <p>ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置</p> <p>イ 出火防止措置</p> <p>ウ 受水槽等への緊急貯水</p> <p>エ 消防用設備の点検、整備と事前配備</p> <p>オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制</p>	<p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む)</p> <p><u>a</u> 庁舎</p> <p>(略)</p> <p><u>b</u> 市民が利用する施設</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> その他警戒宣言発令時等の措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置</p> <p><u>(イ)</u> 出火防止措置</p> <p><u>(ウ)</u> 受水槽等への緊急貯水</p> <p><u>(エ)</u> 消防用設備の点検、整備と事前配備</p> <p><u>(オ)</u> 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制</p>	
40	<p>2 保育所、幼稚園、学校</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 病院</p> <p>(略)</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 社会福祉施設</p> <p>(略)</p>	<p><u>(2)</u> 保育所、幼稚園、学校</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 病院</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 警戒宣言が発せられた場合</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 社会福祉施設</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
40	<p>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p><u>(1)</u> 施設管理者のとりべき措置</p> <p>市の施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理者は、「本編本章 第4節の1」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措</p>	<p>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p><u>1</u> 施設管理者のとりべき措置</p> <p>市の施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理者は、「本編本章 第4節の1」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置を</p>	<p>2. 碧南市各 局における活動 の反映等</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由																		
41	<p>置をとるものとする。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>(2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎を管理する者（調達班）は、(1)に掲げる措置をとるほか、市警戒本部開設に必要な資機材の確保に協力する。また、緊急車両等の確保を行う。</p> <p>(3) 屋内避難に使用する建物の選定 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用も含め、選定する。</p> <p>(4) 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置 市の防災計画が定める緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第4節の2」に掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>とるものとする。</p> <p>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保</p> <p>(2) 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>2 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置 市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎を管理する者（調達班）は、(1)に掲げる措置をとるほか、市警戒本部開設に必要な資機材の確保に協力する。また、緊急車両等の確保を行う。</p> <p>3 屋内避難に使用する建物の選定 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用も含め、選定する。</p> <p>4 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置 市の防災計画が定める一時退避場所、火災時退避場所又は(削除) 救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第4節の2」に掲げる措置をとるとともに、一時退避場所、火災時退避場所、避難所又は(削除) 救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>(「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)</p>																		
42	<p style="text-align: center;">第6章 他機関に対する応援要請</p>	<p style="text-align: center;">第6章 他機関に対する応援要請</p>																			
42	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1289 1368 1598"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自衛隊の地震防災派遣</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1289 2451 1598"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自衛隊の地震防災派遣</td> <td>(市) 本部班 (防災課)、情報・調整班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 本部班 (防災課)、 情報・調整班 (経営企画課)	(略)	第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 本部班 (防災課)、 情報・調整班 (経営企画課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																			
第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 本部班 (防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 本部班 (防災課)、 情報・調整班 (経営企画課)	(略)																			
第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 本部班 (防災課)、 情報・調整班 (経営企画課)	(略)																			
42	<p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-9) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>	<p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>◆資料編(資料12-10) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画 (令和6年2月修正)	改正後 (令和7年2月修正)	改正理由
	◆資料編 (資料1 2 - <u>2 4</u>) 碧南市、越前市災害時相互応援協定書 (略)	◆資料編 (資料1 2 - <u>2 5</u>) 碧南市、越前市災害時相互応援協定書 (略)	(表記の整理)